

ジェービックの証券総合サービス 約款・規定集

第1章 総合取引約款	1
第2章 保護預り約款	5
第3章 国債振替決済口座管理約款	11
第4章 投資信託受益権振替決済口座管理約款	14
第5章 上場投資信託受益権振替決済口座管理約款	18
第6章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び 上場株式等信用取引等約款	21
第7章 特定管理口座約款	23
第8章 外国証券取引口座約款	24
第9章 累積投資取引規定	33
付 表	
最良執行方針	35
当社の個人情報保護方針	37

第6章、第7章は、法人のお客様には適用されません。

ジェービック証券株式会社

第 1 章 総合取引約款

第 1 節 総合取引

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、有価証券の保護預り取引、社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、特定口座取引、累積投資取引、および外国証券取引またはそれらを組合せた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様とジェービック証券株式会社（以下「当社」といいます。）との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (総合取引の利用)

(1) お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。

第 2 章に定める保護預り取引

第 3 章に定める社振法に基づく振替決済口座に係る国債振替決済取引

第 4 章に定める投資信託受益権振替決済口座管理の取引

第 5 章に定める上場投資信託受益権振替決済口座管理の取引

第 6 章に定める特定口座取引

第 7 章に定める特定管理口座取引

第 8 章に定める外国証券取引

第 9 章に定める累積投資取引

第 1 章に定める金銭の受渡方法

第 1 章に定める有価証券取引

第 1 章に定める報告・連絡

(2) お客様は、第 1 項、の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。

第3条 (申込方法等)

(1) お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社の本・支店または営業所に提出することによって、総合取引を申込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。

当社所定の申込書

当社所定の本人確認書類

(2) すでに総合取引を契約済のお客様が、上記第 2 条(1) 累積投資取引および(1)、振替決済口座の開設を行う場合は、お客様のお申し出により契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。

(3) また、すでに総合取引を契約済のお客様が、上記第 2 条(1) 特定口座取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって、特定口座取引を申込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り特定口座取引を開始することができます。

特定口座開設届出書

当社所定の本人確認書類

第4条 (総合届出印鑑)

お客様は、総合取引開始時に総合印鑑届を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座および今後開設されるすべての口座についてもこの印影を当社への届出印鑑として取扱わせていただきます。

第5条 (印鑑照合等)

本契約口座についての総合届出印鑑、届出住所、氏名等の照合は、第 3 条の申込書に押捺された印影及び記載された住所・氏名等をもって届出印鑑、住所、氏名とします。

第 2 節 金銭の受渡方法

第6条 (入金の手扱い)

お客様より有価証券のご購入代金等を受入れる場合、当社は、金銭に係る「精算書」または「受領書」を交付します。ただし、銀行振込等で受入れた場合は、「精算書」または「受領書」の交付をしないものとします。

第7条 (金銭の振込みによるお支払い)

- (1) 金銭の振込によるお支払いは「金銭の振込先指定方式」によるものとします。
- (2) 「金銭の振込先指定方式」とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下「金銭」といいます。)を、お客様のあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます)に振り込む方式をいいます。
- (3) お客様は所定の手続きにより、振込先の指定預金口座をあらかじめ指定していただくものとします。
指定預金口座は当社の口座名義と同一としてください。
すでに当社に振込先の預金口座をお届出になっている場合においても、本条に基づいて指定された口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。
- (4) 指定預金口座の変更は下記によりおこなうものとします。
指定預金口座を変更される場合は、当社所定の用紙によって届出させていただきます。
変更申し込み受付後の取扱いは、上記(3)に準じておこなうものとします。
- (5) 振込の受渡精算方法の指示は、下記の方法によるものとします。
金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本条に基づく振込みをするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、書面等でご指示いただけます。なお、上記のご指示を受けたとき当社は所定の申込書等によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。
- (6) 振込にかかる手数料は、当社所定の額をお客様にご負担していただくことがあります。
- (7) 本条に基づき振込をする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。

第8条 (現金等による出金の取扱い)

お客様が現金等を引出される場合は、所定事項を記載し届出印を押捺された受領書と引換えにお支払いいたします。

第9条 (免責)

当社が所定の書類に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金銭を返還した場合は、かかる返還に関して生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。

第3節 有価証券取引(注文の受注)

第10条 (受託契約準則および協会規則の適用)

- (1) 取引所取引によるご注文は、各金融商品取引所の定める受託契約準則に基づき受託いたします。
- (2) 取引所に上場されていない有価証券の店頭取引(以下、「店頭取引」といいます)によるご注文は、日本証券業協会の定める規則(以下、「協会規則」といいます)に基づき受託いたします。

第11条 (前受金等)

- (1) 有価証券の売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部または一部、有価証券の全部(以下、「前受金等」といいます)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- (2) 前記(1)でお預けいただく有価証券のうち株券については原則本人名義に限ります。
- (3) 前受金等を全額お預けいただいていない場合、取引所取引については受託契約準則の定める時限までに、店頭取引については協会規則の定める受渡日までに、ご注文に係る代金をお預けいただけます。
- (4) 外国証券については、外国証券取引口座約款の定めるところに従います。
- (5) 上記(1).(2).(3).(4)以外の取引については、当社の定めるところによります。

第12条 (受注できない場合)

- (1) お客様から、有価証券をお預りする場合は、原則として、本人名義に限り直ちに機構預託することに同意していただきます。また機構預託と同時に真贋及び事故証券でないことを確認させていただきます。確認の結果、事故証券であったときは、当該有価証券をお預りしたり売却等のご注文をお受けしたりすることは出来ません。また機構に預託後9営業日(当社へお預け後13営業日)を経

過するまでは、原則として売却等のご注文をお受けすることが出来ません。

- (2) 募集または売出しに係る有価証券の買付のご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書の受領の確認が出来なかったときは、ご注文はお受けできません。
- (3) 上記の場合以外にも、当社がご注文をお受けするのが適当ではないと判断したときは、ご注文をお受けしない場合があります。

第13条 (注文内容の明示)

- (1) 有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、特定預り・非特定預りの別、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、市場の別、現物・信用の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。ただし、執行する市場の明示が無い場合は当社の最良執行方針に基づき執行することとします。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行が出来ない場合があります。
- (2) 当社が必要と判断したときは、委託注文書をご提出いただく場合があります。

第4節 報告・連絡

第14条 (取引報告書)

当社にご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第37条の4の規定に基づく「契約締結時交付書面」として、取引報告書(以下「取引報告書」といいます。)を遅滞なく、お客様にお渡しいたします(郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です)。

第15条 (取引残高報告書等)

- (1) 当社は内閣府令第98条等の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に送付またはお渡しいたします。お取引がない場合は、1年に1回(信用取引および発行日取引(以下、「信用取引等」といいます。)、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。))又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。)の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。
- (2) 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (3) 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書
- (4) 取引残高報告書をお渡しした後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、取引残高のご確認をいただく回答書(兼同意書)を送付させていただいた場合は、必ず当該回答書(兼同意書)をご返送ください。
- (5) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、すみやかに当社監査部長に直接ご連絡ください。

第16条 (混同担保使用に関する同意事項)

お預り残高のうち委託保証金代用有価証券あるいは委託証拠金代用有価証券について、「包括再担保契約に基づく担保同意書」をお受けしていないお客様については、お預りしてある該当の有価証券を、当社が混同担保に使用することを、お客様は「取引残高報告書」の送付を受けた都度、「同意書」をご返送いただくことにご同意いただいたものとして取扱います。

第5節 解約・変更

第17条 (取引の解約事由)

各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。

お客様が当社所定の方法により解約をお申出になったとき

お客様が本約款の変更に同意なさらないとき

保護預り証券等の残高がない場合。

法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定

の猶予期間を置いて解約を申出たとき

当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または

当該業務を終了したとき

本人確認法に基づく、本人確認ができない場合

第18条 (解約時の取扱)

各契約が解約となった場合のお手続き等は、以下の通りといたします。

当社所定の方法により、お取引店において、お預りしている現金・証券等を返還します。

お預りしている証券等のうち、本券による返却が困難なもの等については、

お客様の指示により、決済・換金した上、その代金を返還します。

第19条 (変更・喪失手続)

(1) 各サービス・取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社所定の方法によりお取引店にお届ください。

(2) 総合届出印鑑を喪失したとき、または氏名、その他の届出事項を変更するときは、直ちにお客様ご自身がその旨を所定の手続により当社にお届ください。

(3) 申込書等の記載事項や届出事項の変更手続に際しては、「印鑑証明書」、戸籍抄本」等の書類をご提出願うことがあります。

(4) 本条に関するお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券およびお預り金の返還等のご請求には応じられません。

第20条 (約款の変更)

本約款・規定集は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

改定の内容が、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課することになる場合には、その内容を通知させていただきます。

この約款・規定集による取引等に際しての種々の手続きその他当社の定める事項は、当社本・支店または営業所の店頭で備え置いてお客様にお知らせいたします。

本約款・規定集の条項中、当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申し出をしなかったときは、その変更にご同意していただいたものとさせていただきます。

第6節 内部者登録制度

第21条 (内部者登録制度の趣旨)

日本証券業協会にて定める「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(自主規制規則)に基づく内部者登録制度において、当社と取引を行うお客様が内部者である場合の取扱いを定めることを目的とするものです。

第22条 (内部者届出等の提出)

お客様が内部者にあたる場合は、当社所定の届出を提出するものとします。

第23条 (内部者の定義)

内部者とは、次に掲げるいずれかに該当する場合をいいます。

上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役(以下「役員」といいます。)

上場会社等の親会社又は主要な子会社の役員
及びその役員でなくなった後1年以内の方

上場会社等の役員の配偶者及び同居者

上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある方

上場会社等の使用人その他の従業者のうち上場会社に係る業務等に関する重要事実(以下、「重要事実」といいます。)を知り得る可能性の高い部署に所属する方

上場会社等の親会社又は主要な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある方

上場会社の親会社又は主要な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方

上場会社等の親会社又は主要な子会社

上場会社等の大株主

第24条 (内部者届出事項の変更)

お客様が当社に届出された内部者の内容に変更がある場合は、当社所定の方法により速やかにお届出ください。

第25条 (内部者届出がない場合等の免責)

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第26条 (内部者個人データの第三者提供に関する同意)

お客様は、当社が内部者として登録されたお客様の情報を照合することを目的としてお客様の個人データ(氏名、生年月日、郵便番号)を日本証券業協会と本邦金融商品取引所が共同で設立する「内部者情報センター(仮称)」に提供することがあることに同意するものとします。

第7節 雑則

第27条 (免責事項)

当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

当社所定の証書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって

照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券または金銭を返還した場合
当社が、第2節第7条(5)により金銭を指定預金口座へ振り込んだ場合

所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券または金銭を返還しなかった場合

お預り当初から、保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があった場合

天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受または寄託の手續等が遅延し、または不能となった場合

電信または郵便の誤謬、遅延等当社の責に帰することのできない事由が生じた場合

第28条 (保護預り約款等の適用)

この総合取引約款に定めのない事項については保護預り約款等、他の約款規定が適用されるものとします。

第2章 保護預り約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条 (保護預り証券)

(1) 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款および「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。)その他の法令並びに保振法第5条の規定に基づ

く株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の業務規程および業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

- (2) 当社は、前項によるほか、お預りした証券が機構の証券保管振替制度(以下「保振制度」といいます。)以外の振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。

この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条 (保護預り証券の保管方法及び保管場所)

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

前条第2項に規定する振替決済にかかる保護預り証券以外の証券については、当社において責任を持って安全確実に保管します。ただし、当社の指定する保管機関等に保管する場合があります。

保振制度の振替決済にかかる保護預り証券については、特にお申出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券(以下、「株券等」といいます。)を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。

金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。

投資信託の受益証券については、投資信託および投資法人に関する法律第4条に規定する受託者において混蔵して保管することがあります。

保護預り証券のうち本条第2号から第4号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。

本条第2号及び第5号による保管は、大券をもって行うことがあります。また、第2号による保管株券等については、機構が発行者に対し法律に定めるところの申出をすることがあります。

第4条 (株券等の保管に関する経過的取扱い)

当社は、前条第2号の規定による保管がおこなわれることとなる株券等であっても、その保管を同号の規定にかかわらず、次のように取り扱うことがあります。

保振制度が実施される以前に、すでにお客様が指定された名義に書換済みの株券については、当分の間、前条第1号に規定する方法により保管することがあること。

単元未満株券等については、当分の間、前条第1号に規定する方法により保管することがあること。

第5条 (混蔵保管等に関する同意事項)

- (1) 第3条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

- (2) 第3条2号の規定により機構が混蔵して保管する証券については、前項のほか次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

当社の顧客口座簿に預託株数等の数量が記載されたときに、機構に預託されたものとみなされ、お客様は、当該顧客口座元帳に記載された預託株数等の数量に応じた証券の占有者とみなされること。

機構が機構名義の預託株券等につき発行者に対し、法律に定めるところの申出をした場合には、当該株券等は機構に預託されているものとみなされること。

当社は、株主、優先出資者及び投資主(以下「株主等」といいます。)に対する剰余金配当等諸権利の割当基準日(以下「権利確定日」といいます。)等の一定の日には株券等の預託を受けないこと。また、当社は、元利金支払日の前営業日等の一定の日には転換社債型新株予約権付社債券(平成14年3月31日までの発行決議に基づき発行された「転換社債券」を含む。以下同じ。)の預託を受けないこと。

保振制度の振替決済にかかる株券等で法律により外国人、外国法人等の名義書換の制限が行われている発行者の預託株券等については、お客様が外国人、外国法人等である場合、権利確定日等のお客様から当該株券等の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該株券等の返還を受けること

預託証券の株式、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資及び投資口（以下「株式等」といいます。）について取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等又は株主等に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等又は預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使（転換社債券については「株式への転換」と読み替える。以下同じ。）があった場合には、新たに当該株式等が交付等されたときに株券等が機構に預託されたものとみなされること

預託証券の株式等について併合・減資もしくは商号変更等株券等を発行者へ提出することが必要な場合は、預託株券等の返還のご請求があったものとして取り扱うこと

預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき、当該発行者が破産手続開始の決定を受けたとき、又は当該発行者が清算終了の登記を行った場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を廃棄すること

合併等による転換社債型新株予約権付社債に係る債務の承継に際し、預託転換社債型新株予約権付社債券を発行者へ提出することが必要な場合は、お客様から返還のご請求がない限り、当社が機構を通じて消滅会社等の預託転換社債型新株予約権付社債券の提出及び存続会社等の転換社債型新株予約権付社債券の受領を行うこと

取得条項が付された転換社債型新株予約権付社債券の発行者が当該転換社債型新株予約権付社債券を全部取得し、対価として当該発行者の株式を交付する場合は、お客様から返還のご請求がない限り、当社が機構を通じて預託転換社債型新株予約権付社債券の提出及び新たに交付される株式に係る株券の受領を行うこと

第6条（混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）

混蔵して保管している債券が抽せん償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。

第7条（当社への届出事項）

当社所定の書類に押捺された印影及び記載された住所・氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名等とします。

第8条（保護預り証券の口座処理）

- (1) 保護預りとしてお預りする証券は、すべて同一口座でお預りします。
- (2) 保振制度にかかる証券又は金融商品取引所もしくは決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱いします。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。
- (3) 当社は前項のうち、他の金融商品取引業者等の口座への振替による移管の依頼については、あらかじめ、当社所定の事務手数料をいただくことがあります。
- (4) 当社は前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それらから充当することがあります。また、料金のお支払がないときは、振替移管のご請求には、応じないことがあります。

第9条（担保にかかる処理）

お客様が保護預り証券について質権を設定される場合は、当社が認めた場合の質権及び譲渡担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第10条 (実質株主の通知等にかかる処理)

保振制度により株券をお預りした場合には、発行者に対するお客様の権利は、保振法及び機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。

当社は権利確定日までに、お客様のお申出による住所、氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。

当社は、権利確定日における実質株主等の住所、氏名及び数量を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行会社に通知します。

発行者は、実質株主等の通知に基づき実質株主名簿等を作成します。実質株主名簿等の記載は、株主名簿、優先出資者名簿及び投資主名簿の記載と同一の効力を有します。

第1号により届け出た住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申し出をいただき、当社はこれを発行者に通知いたします。

当社は、お客様から特にお申し出のない限り、機構の定める一定の日における預託株券等にかかるお客様のお申し出による住所、氏名及び数量を機構を経由して発行者に通知することがあります。

お客様が機構への預託株券等を当社から他の参加者へまたは他の参加者から当社へ預け替えをした場合は、発行者に対する株主等としての継続性は失われる恐れがあります。

第10条の2 (受益者登録の請求等にかかる処理)

保振制度により投資信託の受益証券をお預りした場合には、受益証券の発行者に対するお客様の受益者登録は、発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合に限り、機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。

当社は、お客様から特にお申し出のない限り、信託の計算期間の終了日においてお預りしている投資信託の受益証券につき、受益者登録の請求にかかる取次ぎのご依頼をいただいたものとして取り扱い、当該請求を機構に取り次ぎます。

当社は、前号の受益者登録の請求を取り次ぐ場合には、受益者登録の請求に必要な信託の計算期間の終了日現在の顧客口座簿の写しについて、お客様から交付の請求及び当該写しの受益証券の発行者への送付のご依頼をいただいたものとして取り扱い、当該写しを機構に提出します。

当社は、信託の計算期間の終了日までに、受益者登録の手続きに必要なお客様のお申し出による住所、氏名等を記載した書類を、機構を経由して受益証券の発行者に提出します。

前号のお申し出による住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申し出をいただき、当社はその旨を記載した書類を受益証券の発行者に提出します。

当社は、お客様から特にお申し出のない限り、機構の定める一定の日における預託受益証券にかかる受益者登録の手続きに必要なお客様のお申し出による住所、氏名等を記載した書類を機構を経由して受益証券の発行者に提出することがあります。

第11条 (お客様への連絡事項)

- (1) 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。
名義書換または提供を要する場合(第10条第2号による通知が行われることとなる場合を除く。)には、その期日
混蔵保管中の債券について第6条の規定に基づき決定された償還額
最終償還期限
残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- (2) 残高照合のためのご報告は第1章(総合取引約款)第15条(取引残高報告書等)によりお客様にお知らせします。
- (3) その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の監査部長に直接ご連絡ください。

第12条 (名義書換等の手続きの代行等)

- (1) 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。この場合、預託転換社債型新株予約権付社債券について、機構を通じて新株予約権の行使をするときは、機構が発行者に対し転換社債型新株予約権付社債券及び新株予約権行使請求に要する

書類(転換社債券については「転換請求書」と読み替える。)を提出した日に、新株予約権行使(転換社債券については「転換請求」と読み替える。以下同じ。)の効力が生じます。ただし、機構が権利確定日前で新株予約権行使の申出を受けない一定期間において、お客様から新株予約権行使をお申し出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。

- (2) 法律により外国人、外国法人の保有する株券の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申し出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。
- (3) 機構に預託されている単元未満株券(預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使により生じたものを含みます。)の買取請求については、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し買取請求書を提出した日に買取請求の効力が生じます。
- (4) 機構に預託されている単元未満株券(預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使により生じたものを含みます。)の買増請求については、すべて、機構を経由して、機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し、買増請求書を提出し、発行者がお客様からの入金確認が出来た日に、買増請求の効力が生じます。
- (5) 前1項、3項及び4項の場合は、所定の手続き料をいただきます。

第13条 (償還金等の代理受領)

- (1) 保護預り証券の償還金(混蔵保管中の債券について第6条(抽せん償還)の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。
- (2) 預託転換社債型新株予約権付社債券の償還金(第6条の規定に基づき決定された償還金を除きます。)又は利金については、機構が代理受領したうえで、元利金支払事務取扱者を通じて当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

第14条 (受領書の交付)

- (1) 当社は、お客様より手持ちの有価証券等の寄託を受ける場合、受領書を交付します。
- (2) 受領書を受取らないで、当社の役職員(外務員を含みます)に有価証券を保護預りとして、お預けにならないで下さい。

第15条 (保護預り証券の返還)

- (1) 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の返還請求書兼受領書に所要事項を記載のうえ届出印を押捺して提出して下さい。なお、機構に保管されていた株券等の場合、お客様が機構に預託されたときの名義と異なる名義の株券等が返還されます。
- (2) 機構に保管されている株券等については、権利確定日等一定の日、機構に預託されている転換社債型新株予約権付社債券については、元利支払期日の前日等の一定の日は、それぞれ返還のご請求に応じられないことがあります。
- (3) 機構に保管されている単元未満株券については、発行者が単元未満株券を発行しないことを定款において定めている場合には、返還のご請求には応じられないこととなっております。

第16条 (保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

保護預り証券を売却される場合

保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

当社が第13条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第17条 (届出事項の変更手続き)

- (1) お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法によりお手続き下さい。この場合「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

- (2) 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

第18条 (保護預り管理料)

- (1) 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

第19条 (解約)

次にあげる場合は、契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- 保護預り証券の残高がない場合
- 第24条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第20条 (公示催告等の調査等の免除)

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

第21条 (免責事項)

当社は、次にあげる場合に生じた損害については、その責を負いません。

当社が、当社所定の証書(受領書等)に押捺された印影とお届出の印鑑が相違ないものとの認め、保護預り証券をご返還した場合

当社が、当社所定の証書(受領書等)に押捺された印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合

第11条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合

お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合

天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

第22条 (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)(に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第23条 (特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託会社が代理して行うこと

前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること

移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと

振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること

社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第24条（約款の変更）

本約款・規定集は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

改定の内容が、お客様の従来の権利を制限したりお客様に新たな義務を課することになる場合には、その内容を通知させていただきます。

この約款・規定集による取引等に際しての種々の手続きその他当社の定める事項は、当社本・支店または営業所の店頭で備え置いてお客様にお知らせいたします。

本約款・規定集の条項中、当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合において、お客様から所定の期間中に異議の申し出がないときは、その変更に同意していただいたものとさせていただきます。

第 3 章 国債振替決済口座管理約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振込国債」といいます。）に係るお客様の口座を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条（振替決済口座）

- (1) 振込国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、社振法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載又は記録をする内訳区分とを別けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が振込国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- (1) 証券総合サービスの申込と同時に、振替決済口座の開設に当たっては当社所定の「申込書」によりお申し込みいただけます。
- (2) 当社は、お客様から振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

第4条（当社への届出事項）

第 3 条の「申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名等とします。

第5条（振替の申請）

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。
法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。
振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの。
- (2) 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
振替先口座

- 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- (3) 前項第 1 号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
 - (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

第6条 (他の口座管理機関への振替)

- (1) 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。
- (3) 前項の場合、当社所定の事務手続料をいただくことがあります。

第7条 (分離適格振込国債に係る元利分離申請)

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。
差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。
当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの。
- (2) 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3) 前項第 1 号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第8条 (分離元本振込国債等の元利統合申請)

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。
差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。
当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの。
- (2) 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3) 前項第 1 号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第9条 (みなし抹消申請)

振替決済口座に記載又は記録されている振込国債が償還(分離利息振込国債にあっては、利子の支払い)された場合には、お客様から当社に対し、当該振込国債について、社振法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条 (質権の設定)

お客様の振込国債について、質権を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第11条 (お客様への連絡事項)

- (1) 当社は、振込国債について、次の事項をお客様にお知らせします。
最終償還期限
残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- (2) 残高照合のためのご報告は第1章(総合取引約款)第15条(取引残高報告書等)によりお客様にお知らせします。
- (3) 上記連絡事項の内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の監査部長に直接ご連絡ください。

第12条 (元利金の代理受領等)

- (1) 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから三菱東京UFJ銀行(指定参加者)が当社に代わってこれを受け取り当社が三菱東京UFJ銀行(指定参加者)からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。
- (2) 当社は、第1項の規定に係らず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の利子の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第13条 (届出事項の変更手続き)

- (1) お届出事項(氏名もしくは名称又は住所)を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
- (2) 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ振込国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じません。

第14条 (口座管理料)

- (1) 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振込国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じないことがあります。

第15条 (当社の連帯保証義務)

日本銀行又は三菱UFJ信託銀行(指定参加者)が、社振法等に基づき、お客様(社振法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

振込国債(分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。)の振替手続を行った際、日本銀行又は三菱UFJ信託銀行(指定参加者)において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除く。)の元金及び利子の支払いをする義務

分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行又は三菱UFJ信託銀行(指定参加者)において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務

その他、日本銀行又は三菱UFJ信託銀行(指定参加者)において、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第16条 (解約)

次に掲げる場合は、契約は解約されます。

お客様から解約のお申出があった場合
第14条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
第18条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第17条 (免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、振込国債の元金又は利子の支払いをした場合
当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、振込国債の元金又は利子の支払いをしなかった場合
天災地変等の不可抗力により、ご請求にかかる振込国債の元金又は利子の支払いが遅延した場合

第18条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第4章 投資信託受益権振替決済口座管理約款

第1条 (この約款の趣旨)

この約款は、社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条 (振替決済口座)

- (1) 振替決済口座は、社振法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)とそれ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条 (振替決済口座の開設)

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「申込書」によりお申し込みいただきます。その際、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当社は、お客様から「申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第4条 (振替の申請)

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

振替先振替(振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の振替先振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)

ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ニ 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合には、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ホ 償還日

ヘ 償還日翌営業日

振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、ご提出ください。

減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

振替先口座及びその直近上位機関の名称

振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

振替を行う日

- (3) 前項第1号の口数は、1口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第5条 (他の口座管理機関への振替)

- (1) 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第6条 (質権の設定)

お客様の投資信託受益権について、質権を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第7条 (抹消申請の委任)

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し社振法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第8条 (償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

- (1) 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権 (差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金 (繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。
- (2) 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権 (差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第9条 (お客様への連絡事項)

- (1) 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
償還期限 (償還期限がある場合に限り。)
残高照合のための報告
- (2) 残高照合のためのご報告は第1章 (総合取引約款) 第15条 (取引残高報告書等)によりお客様にお知らせします。
- (3) 上記連絡事項の内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の監査部長に直接ご連絡ください。

第10条 (口座管理料)

- (1) 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第11条 (当社の連帯保証義務)

機構が、社振法等に基づき、お客様 (社振法第11条第2項に定める加入者に限り。)(に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分 (投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
その他、機構において、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第12条 (機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- (1) 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第13条 (解約等)

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第5条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。

お客様から解約のお申し出があった場合
お客様が手数料を支払わないとき

お客様がこの約款に違反したとき

第10条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合

お客様が第17条に定めるこの約款の変更に同意しないとき

やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

- (2) 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第10条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (3) 当社は、前項の不足額を引取りの日に第10条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第10条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

第14条 (緊急措置)

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第15条 (免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

保護預り約款第17条第1項による変更届出の前に生じた損害

依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑

(又は署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託

受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について

偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違す

るため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害

災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない

事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又

は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第8条

による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

第14条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第16条 (社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

社振法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、社振法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められ

た振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益

証券の提出など)

振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己

口)を経由して行う場合があること

社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、社

振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、

この約款の規定により管理すること

第17条 (この約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第5章 上場投資信託受益権振替決済口座管理約款

第1条 (この約款の趣旨)

この約款は、社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う上場投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、上場投資信託受益権及び特例投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の上場投資信託受益権に関する業務規程に定めるものとします。

第2条 (振替決済口座)

- (1) 振替決済口座は、社振法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である上場投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の上場投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が上場投資信託受益権についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条 (振替決済口座の開設)

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令及び機構の上場投資信託受益権に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第4条 (振替の申請)

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている上場投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - 信託の計算期間終了日において振替を行うもの
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。
 - 減少及び増加の記載又は記録がされるべき上場投資信託受益権の銘柄及び口数
 - お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 振替を行う日
- (3) 前項第1号の口数は、その上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

第5条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

第6条（質権の設定）

お客様の上場投資信託受益権について、質権を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第7条（抹消手続き）

振替決済口座に記載又は記録されている上場投資信託受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第8条（受益者登録の請求等に係る処理）

当社は、上場投資信託受益権の発行者に対するお客様の受益者登録は、発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合に限り、機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。

当社は、お客様から特にお申し出のない限り、信託の計算期間の終了日における上場投資信託受益権につき、受益者登録の請求にかかる取次ぎのご依頼をいただいたものとして取り扱い、当該請求を機構に取り次ぎます。

当社は、前号の受益者登録の請求を取り次ぐ場合には、受益者登録の請求に必要な信託の計算期間の終了日現在の振替口座簿の写しについて、お客様から交付の請求及び当該写しの上場投資信託受益権の発行者への送付のご依頼をいただいたものとして取り扱い、当該写しを機構に提出します。

当社は、信託の計算期間の終了日までに、受益者登録の手続きに必要なお客様のお申し出による住所、氏名等を記載した書類を、機構を経由して上場投資信託受益権の発行者に提出します。

前号のお申し出による住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申出をいただき、当社はその旨を記載した書類を上場投資信託受益権の発行者に提出します。

当社は、お客様から特にお申し出のない限り、機構の定める一定の日における上場投資信託受益権にかかる受益者登録の手続きに必要なお客様のお申し出による住所、氏名等を記載した書類を機構を経由して上場投資信託受益権の発行者に提出することがあります。

第9条（お客様への連絡事項）

- (1) 当社は、上場投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
残高照合のための報告
- (2) 残高照合のためのご報告は第1章（総合取引約款）第15条（取引残高報告書等）によりお客様にお知らせします。
- (3) 上記連絡事項の内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の監査部長に直接ご連絡ください。

第10条（口座管理料）

- (1) 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、上場投資信託受益権の売却代金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第11条（当社の連帯保証義務）

機構が、社振法等に基づき、お客様（社振法第11条第2項に定める加入者に限り、)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

上場投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口座より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた上場投資信託受益権の超過分（上場投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の収益分配金等の支払いをする義務

その他、機構において、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第12条（機構において取り扱う上場投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当社は、機構において取り扱う上場投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における上場投資信託受益権の取扱いについて、お客様から問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第13条（解約等）

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、上場投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。
お客様から解約のお申し出があった場合
お客様が手数料を支払わないとき
お客様がこの約款に違反したとき
第10条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
お客様が第17条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (2) 前項による上場投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちににお支払いください。
- (3) 当社は、前項の不足額を引取りの日に第10条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第10条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

第14条（緊急措置）

法令の定めるところにより上場投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第15条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
保護預り約款第17条第1項による変更届出の前に生じた損害
依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて上場投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名）と相違するため、上場投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、上場投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
前号の事由により上場投資信託受益権の記録が滅失等した場合に生じた損害
第14条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第16条（社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、社振法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）

移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

第17条 (この約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第6章 特定口座に係る上場株式等保管委託 及び上場株式等信用取引等約款

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が当社において設定する租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に規定する特定口座に関する取扱いを定めることを目的とするものです。
- (2) お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容及権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令及び「証券総合サービス約款・規定集」等他当社の約款並びに規定に定めるところによるものとします。

第2条 (特定口座開設届出書等の提出)

- (1) お客様が、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社に提出または提示することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の開設及び特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に定める特定口座開設届出書

当社所定の本人確認書類

- (2) お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書(以下「当該選択届出書」といいます。)を提出したときは、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引及び発行日取引(以下、「信用取引等」といいます。)に係る差金決済による所得について、租税特別措置法第37条の11の4に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例(以下「源泉徴収」といいます。)の適用を受けるとものとします。

なお、当該選択届出書が提出された年の翌年以後については、お客様から源泉徴収を希望しない旨の申し出がない限り、当該選択届出書の提出があったものとみなします。

第3条 (特定保管勘定における保管の委託等)

- (1) 特定口座内保管上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定(この約款に基づき特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。)において行います。
- (2) 上場株式等の信用取引等は、特定信用取引等勘定(この約款に基づき特定口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。)において行います。

第4条 (所得金額の計算)

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額の計算を、租税特別措置法、その他関係法令及び政省令の定めに基づき行います。

第5条 (特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

- (1) 当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下に定める上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。)のうち、特定口座への受入が、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載、または記録する方法により行われるもののみを受入れます。

特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に入入れるもの

当社以外の金融商品取引業者に開設されているお客様の特定口座に入入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管（一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限る。）されたもの

当社が行う上場株式等の募集（金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得した上場株式等

当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けした上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れるもの

贈与・相続（限定承認に係るものを除く。以下、同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。）により取得した当該贈与した者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社または他の金融商品取引業者に開設していた特定口座に引続き保管の委託がされている上場株式等であって、所定の方法により、移管（一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限る。）されたもの

お客様が、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を基とし、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載または記録する方法で受入れたもの等、関係法令の定めにより特定保管勘定への受入れが認められているもの

イ 株式の分割または併合

ロ 法人の合併

ハ 法人の分割

ニ 株式交換等

ホ 特定口座内保管上場株式等に付与された新株予約権の行使

ヘ 上場株式等償還特約付社債（E B）償還で取得する株式

ト 有価証券オプション取引の権利行使で取得する株式

その他、租税特別措置法等、関係法令及び政省令で定められたもの

(2) 当社は、お客様の特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理いたします。

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法または上場株式等を発行した法人に対して行われる単元株式数に満たない数の株式（登録株を除きます。）の譲渡についての買取請求を当社を経由する方法のいずれかにより行います。

第7条（源泉徴収）

- (1) 当社は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、株式等の譲渡による所得に係る所得税及び地方税の源泉徴収を行います。
- (2) 前項の源泉徴収を行う口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価のうち、お客様の株式累積投資取引に係る共有株式について付与された新株予約権の売却代金その他譲渡後直ちに再投資または銀行振込等に充てられるものについて、その譲渡により生じた特定口座内調整所得金額に10%を乗じて計算した金額の再投資または銀行振込等を行わないことがあります。
- (3) 前項の規定は、外国証券に付与された新株予約権の売却処分に係る所得についても適用いたします。
- (4) 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号イに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条 (特定口座内保管上場株式等の移管)

当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)第1項に規定する移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

第10条 (贈与・相続または遺贈による特定口座への受入)

当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)第1項に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第三号または第四号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項まで、または同条第14項第12号及び租税特別措置法施行令第25条の10の5に定めるところにより行います。

第11条 (年間取引報告書等の送付)

当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書2通を作成し、翌年1月31日までに、1通をお客様に交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。ただし、源泉徴収選択口座については税務署長への提出はいたしません。

第12条 (緊急投資促進税制との関係)

特定口座源泉徴収選択届出書を提出したお客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡を行った場合、その譲渡による所得については、租税特別措置法第37条の14の2(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)の適用は受けられません。

第13条 (契約の解除)

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

第14条 (特定口座に係る事務)

特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第7章 特定管理口座約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様がジェービック証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に設定する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。)の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 (特定管理口座の開設)

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

第3条 (特定管理口座における保管の委託)

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の保管の委託は、特に申出がない限り当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

第4条 (譲渡の方法)

- (1) 特定管理口座において保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- (3) 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式を譲渡される前に、当該特定管理株式を特定管理口座から払い出すこといたします。

第5条 (特定管理株式の譲渡、払出しに関する通知)

特定管理口座において特定管理株式の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条 (特定管理株式の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

特定管理口座で管理している特定管理株式の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式の銘柄、価値喪失株式に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条 (契約の解除)

- (1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合
 - お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 - 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき
 - お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 - お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (2) 前項の規定にかかわらず、前項第2号又は第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式の保管の委託がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第8条 (合意管轄)

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

第8章 外国証券取引口座約款

第1節 総則

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)に取次く取引(以下「外国取引」といいます。))及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。))並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。
なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取

引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

第2条 (外国証券取引口座による処理)

お客様が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」(以下「本口座」といいます。))により処理します。

第3条 (遵守すべき事項)

お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所(以下「当該取引所」といいます。)、日本証券業協会及び決済会社(株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。))の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者(預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。))が所在する国又は地域(以下「国等」といいます。))の諸法令及び慣行等に関し、当社から通知を受けたときは、その通知に従うものとします。

第2節 外国証券の国内委託取引

第4条 (外国証券の混蔵寄託等)

- (1) お客様が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」といいます。))は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」といいます。))については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。
- (2) 寄託証券は、当社名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。
- (3) 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」といいます。))は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」といいます。))において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。
- (4) お客様は、第1項の寄託又は記録もしくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第4条の2 (寄託証券に係る共有権等)

- (1) 当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。
- (2) 寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

第5条 (寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付等)

- (1) お客様が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付等を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関(以下、「当社の保管機関」といいます。))に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又はお客様に交付等します。

- (2) お客様は、前項の交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第6条（上場廃止の場合の措置）

- (1) 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。
- (2) 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。

第7条（配当等の処理）

- (1) 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配及び外国投資証券の利益の分配を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資証券にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ、お客様あてに支払います。

株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱います。

イ．寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が寄託証券等について株式配当に係る株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券及び外国投資証券にあっては1口、外国株預託証券にあっては1証券。以下において同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資証券にあっては投資口事務取扱機関。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

ロ．寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払います。

配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払います。

第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

- (2) お客様は、前項第1号に定める配当金、同項第2号イ及びロに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」といいます。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。
- (3) 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。
- (4) 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定め

る対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

- (5) 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収された場合には、当該費用はお客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- (6) 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社が行います。
- (7) 第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、決済会社は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

第8条 (新株予約権等その他の権利の処理)

寄託証券等に係る新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式(外国投資信託の受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。))の割当てを受ける権利(外国投資信託の受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。))をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

新株予約権等が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱います。

イ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

お客様が所定の時限までに新株式(外国投資信託の受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。以下同じ。)の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行って新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行ってすることが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

ロ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社がお客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行って新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる株式は、決済会社がお客様に代わって当該新株予約権等を行って新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込みます。ただし、1株未満の株式については、決済会社がこれを売却処分します。

寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社がお客様に代わって当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社がお客様に代わって振り込みます。ただし、1株未満の株券及び決済会社がお客様に代わって振り込まないとき又は決済会社がお客様に代わって振り込まないとき又は決済会社がお客様に代わって振り込まないときのお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配

される株券は、決済会社が売却処分します。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。第1号イ、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。

第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

第9条 (払込代金等の未払い時の措置)

お客様が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

第10条 (議決権の行使)

- (1) 寄託証券等(外国投資信託受益証券等及び外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資証券にあっては投資主総会。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。
- (2) 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- (4) 第1項及び前項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該寄託証券に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、決済会社は、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第10条の2 (外国株預託証券に係る議決権の行使)

- (1) 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。
- (2) 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- (4) 第1項及び前項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、決済会社は、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第11条 (株主総会の書類等の送付等)

- (1) 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国投資信託受益証券等及び外国株預託証券を除く。)又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等にあっては受益権者、外国投

- 資証券にあっては投資主、外国株預託証券にあっては所有者)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がおお客様の届け出た住所あてに送付します。
- (2) 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3節 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集 もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第12条 (売買注文の執行地及び執行方法の指示)

お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内でおお客様があらかじめ指示するところにより行います。

第13条 (注文の執行及び処理)

お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。

当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。

国内店頭取引については、お客様が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。

外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに取引報告書等を送付します。

第14条 (受渡日等)

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)を約定日とします。

外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がおお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

第15条 (外国証券の保管、権利及び名義)

当社がおお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。

前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。

お客様が有する外国証券(みなし外国証券を除く。)が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。

前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券(みなし外国証券を除く。)」が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。

第3号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。

お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。

お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。

お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続きを経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。

お客様は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

第16条（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

第17条（外国証券に関する権利の処理）

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。

外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

第1号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

第18条（諸通知）

- (1) 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。
 - 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- (2) 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様の希望した場合を除いて当社は送付しません。

第19条 (発行者からの諸通知等)

- (1) 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外CD及び海外CPについては1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。
- (2) 前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

第20条 (諸料金等)

- (1) 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。
外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。
外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客様が当社に支払うものとします。
- (2) お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

第21条 (外貨の受払い等)

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、お客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第22条 (金銭の授受)

- (1) 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨に限る。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り換算日における当社が定めるレートによります。
- (2) 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第4節 雑則

第23条 (取引残高報告書の交付)

- (1) お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して取引報告書を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- (3) 当社は、当社がお客様に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

第24条 (届出事項)

お客様は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

第25条 (届出事項の変更届出)

お客様は、当社に届け出た住所(又は所在地)、氏名(又は名称)等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

第26条 (届出がない場合等の免責)

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第27条 (通知の効力)

お客様が、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。

第28条 (口座管理料)

お客様は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

第29条 (契約の解除)

- (1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - お客様が当社に対し解約の申出をしたとき
 - お客様がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
 - 第32条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき
- (2) 前項の場合において、本口座に外国証券の残高があるときの処理については、当社は、お客様の指示に従います。
- (3) 第1項第1号及び第2号の場合において、前項の指示をした場合は、お客様は、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第30条 (免責事項)

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。
天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第31条 (準拠法及び合意管轄)

- (1) 外国証券の取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客様が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。
- (2) お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第32条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更にご同意したものとします。

第33条 (個人データの第三者提供に関する同意)

お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。

外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」といいます。))に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関
外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。))が、マネー・ロンダリング、証券取引に係る犯罪事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

第9章 累積投資取引規定

第1条 (本章の趣旨)

本章は、お客様と当社との投資信託の受益権の累積投資に関する取決めです。当社は、本章の規定に従って投資信託の受益権の累積投資の委任に関する契約(以下本章において「契約」といいます。))をお客様と締結いたします。

第2条 (累積投資の種類および申込み)

- (1) お客様は、買付を希望する投資信託の受益権の種類に応じて、当該投資信託の「目論見書」に記載する累積投資コース(以下「コース」といいます)ごとに、第1章に定める方法により申込みをものとします。
- (2) 既に他のコースにおいて上記方法により申込みがおこなわれ契約が締結されているときは、第1回目の払込みをもって当該コースの契約の申込みがおこなわれたものとします。

第3条 (金銭の払込み)

- (1) お客様は、投資信託の受益権の買付にあてるため、随時その代金(以下「払込金」といいます)を当該投資信託の「目論見書」に記載するコースごとに払込むことができます。
- (2) 上記(1)の払込金は、当該投資信託の「目論見書」に記載する金額を下らない額とします。

第4条 (買付方法・時期および価額)

- (1) 当社は、各コースにかかる当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により、遅滞なく当該投資信託の受益権の買付をおこないます。
- (2) 上記(1)の買付価額は、当該投資信託の「目論見書」に記載する価額とし所定の手数料等を加えた額といたします。
- (3) 買付けられた投資信託の受益権の所有権およびその果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客様に帰属するものとします。

第5条 (投資信託の受益権の保管)

- (1) この契約によって買付けられた投資信託の受益権は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託の受益権と混蔵して保管いたします。
- (2) お客様は、その指定する投資信託の受益権と同一種類の投資信託の受益権に限りこの契約以外によって取得したものを、この契約に基づく投資信託の受益権として当社に寄託することができます。
- (3) 当社は、この契約による投資信託の受益権については、その保管に際し、これを大券に取りまとめおこなうことがあります。
- (4) 当社は、この契約による投資信託の受益権については、その保管に際し、当社で保管することに代えて、当社名義で信託銀行に保管することがあります。
- (5) 上記(1)から(4)までの規定により混蔵して保管する投資信託の受益権については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。
寄託された投資信託の受益権と同銘柄の投資信託の受益権に対し、寄託された投資信託の受益権の額に応じて共有権または準共有権を取得すること

新たに投資信託の受益権を寄託するときまたは寄託された投資信託の受益権を返還するときは、その投資信託の受益権の寄託または返還については、同銘柄の投資信託の受益権を寄託している他のお客様と協議を要しないこと

(6) 当社は、当該保管にかかる投資信託の受益権の保管料を申受けることがあります。

第6条 (果実等の再投資)

累積投資にかかる投資信託の受益権の利金または収益分配金および償還金は、お客様に代って当社が受領のうえ、これを当該コースに繰入れてお預りし、第4条に準じた買付をおこないます。なお、各コースにかかる当該買付は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法によりおこなうものとし、

第7条 (投資信託の受益権または金銭の返還)

- (1) 当社は、この契約に基づく投資信託の受益権または金銭については、お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。
- (2) 上記(1)の請求は、所定の手続きによってこれをおこなうものとし、当社は、当該請求にかかる投資信託の受益権または金銭を届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、取引店においてお客様に返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。なお、各コースにかかる当該返還は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法によりおこなうものとし、

第8条 (解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとし、
お客様から解約のお申し出があったとき
払込金が引続き1ヶ年を超えて払込まれなかったとき。ただし、前回買付の日から1ヶ年以内に保管中の投資信託の受益権の果実または償還金によって指定された投資信託の受益権の買付ができる場合の当該契約については、この限りではありません。
当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
当該投資信託受益権が償還されたとき
- (2) 当社は、引続き3ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただきます。ただし、上記(1)ただし書きにかかる契約については、この限りではありません。
- (3) この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく保管中の投資信託の受益権およびコースの残高を取引店においてお客様に返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。
- (4) この解約の手続きは、第7条(2)に準じておこないます。

第9条 (その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 第1章27条(免責事項)の規定は、本章においてこれを準用いたします。

最良執行方針

平成 17 年 3 月制定

平成 19 年 9 月改定

ジェービック証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF (株価指数連動型投資信託受益証券) 及び REIT (不動産投資信託の投資証券) 等、金融商品取引法施行令第 16 条 6 に規定される「上場株券等」
- (2) グリーンシー銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対しご指示がない場合、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS への取次ぎを含む金融商品取引所外売買の取扱いを行いません。

お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場されている金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。

において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

- (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合 (単独上場) には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
- (b) 複数の金融商品取引所市場に上場 (重複上場) されている場合には、当該銘柄の執行時点において、株式会社 QUICK の情報端末 (当社の店頭でご覧いただけます。) において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場 (当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。) に取り次ぎます
なお、個別銘柄の具体的な市場については、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。また、当社にある株式会社 QUICK の情報端末でご覧いただけます。
- (c) 制度信用取引においては、最良執行方針に従って選定した市場の変動の有無にかかわらず、新規建ての制度信用取引を執行した市場にその反対売買を取次ぎます。
- (d) (a)、(b) 又は (c) により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

(2) 取扱有価証券 (グリーンシー銘柄)

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄を区分しているグリーンシートフェニックス区分の銘柄について、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が 1 社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提

示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

(2) 取扱有価証券

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。

ただし、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄を区分しているグリーンシートフェニックス区分の銘柄については、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望、金融商品取引所市場外での売買のご希望等）があった取引

当該ご指示いただいた執行方法

投資一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

株式累積投資や株式ニ投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引

当該執行方法

端株及び単元未満株の取引

端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。
したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そののみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

当社の個人情報保護方針

平成17年3月制定
平成19年9月改定
ジェービック証券株式会社

当社は金融商品取引業者として、お客様方の多種・大量の個人情報を取扱っている社会的責任の重さを認識し、お客様の信頼と社会的信用を高めるよう情報管理体制の構築と徹底に努めています。

当社は、個人情報保護の一層の強化を目的として、「個人情報保護規程」と安全管理措置細則」を策定するとともに、以下に掲げる個人情報保護方針を定め、役員及び当社業務に従事する全ての者は勿論、コンピュータ処理や発送業務等を委託する外部会社にも周知し、この方針に従い個人情報の適切な保護に努めてまいります。

1. (利用目的の特定)

1-1 当社は、お客様より預かりしている個人情報については以下の目的に特定して利用します。

なお、この個人情報の利用目的は、当社店頭に掲示するとともに、ホームページ等にも掲載しております。

有価証券の売買、募集及びそれに付随する業務(売買、利金、償還のご案内など)

その他金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(保険の取次など)

1-2 利用目的の具体例

当社の金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため

当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため

適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため

お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため

お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため

お客様との取引に関する事務を行うため

市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため

金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

2. (安全対策) 当社は、お客様の個人情報を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報の漏えい等を防止するため必要かつ適切な安全管理を実施していきます。

3. (法令・規範の遵守) 当社は、お客様の個人情報の取扱いにおいて個人情報の保護に適用される法令及びその他の規範についても遵守いたします。

4. (継続的改善) 当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いを図るため、この個人情報保護方針の継続的改善に努め、最適な情報管理体制の構築を目指します。

5. (開示等の手続き) 当社は、お客様の個人情報について開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当社の所定書面を、お客様を担当する部店にご提出いただき、遅滞なく誠実な対応に努めてまいります。なお、開示等に関する費用は無料といたします。

6. (お問い合わせ窓口) 総務部 E-mail : ohtsuki@jvic.co.jp
電話 :03 - 5575 - 3600 FAX :03 - 5575 2628

7. (認定個人情報保護団体) 当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の証券あっせん・相談センターでは、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 証券あっせん・相談センター(電話 0120-25-7900)
(<http://www.jsda.or.jp/>)

